

タイトル：総会の委任状と議決権行使書

< 質問 >

近々定期総会を開催します。例年ですと出席票と委任状を配布していますが今回は議決権行使書を付けることになりました。管理会社に用意してもらったのですが、出席票と議決権行使書を用意してきました。このさい委任状も付けなくて良いものでしょうか。（3点セットで）委任状は自己で作成して出せというのも不親切に思います。また議決権行使書と委任状とはその意味合いは異なると思うのですが・・・

< 回答 >

出席票、委任状、議決権行使書の3つを付けて案内するのが親切でしょう。

< 説明 >

「出席票」は会場の準備に参加人数をあらかじめ参考までに打診するもので、総会の必要手続きではありません。出席票をださなかった人の参加を拒むことはできません。「委任状」は代理人によってする議決権行使の手段です（代理人）通常は委任状を所持した代理人が出席します。「議決権行使書」は総会に出席せずに書面でする議決権行使の手段です（書面行使）不在投票のようなものです。

「委任状」「議決権行使」どちらも区分所有法39条2項の規定により認められています。（議決権は、書面で、又は代理人によって行使することができる。）必要事項（記載内容）が備わっていれば任意で作成されたものももちろん有効ですが主催者側で書式を作って利用していただいたほうが、有効・無効のチェックがしやすいのと提出者にも親切でしょうから両方付けるのがベターです。

委任状と議決権行使書の使い分けは、「委任状」は代理人による議決権行使をする場合、「議決権行使書」は本人による不在投票をする場合です。したがって、欠席者で異議の無い方は議決権行使書で賛成票を提出して頂くのが本来ですが、いままで委任状のみでやってこられたので欠席者はおそらく「議長一任」（反対しない）いわゆる賛成に委任状を使われる方が多いのではないのでしょうか。もちろん議案に同意されたものとして扱って問題はありません。

また、議決権行使書を付けると、出席できない方が「反対」の意思表示がし易くなります。反対数もより正確に確認でき、決議されたとしても、いわゆる少数反対者数を把握し尊重する姿勢にもなり、今回から議決権行使書を付けた理由をアピールされるのも良いのではないのでしょうか。

ご質問に書いておられるとおり、総会を円滑に行う為にも両方付けて案内されるほうが良いでしょう。

* この文書の著作権はNPO集改センターに所属します。文書の無断での編集・転用を禁じます。